平成２８年度　美波町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

１．目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、美波町が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に寄与することを目的とする。

２．方針の適用範囲

町が発注する物品等の調達について、予算の適正な執行に配慮し適用する。

３．調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（１）　就労移行支援事業所
（２）　就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）
（３）　生活介護事業所
（４）　障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
（５）　地域活動支援センター

４．調達する物品等

町が施設等から調達する物品等は以下のとおりとする。
なお、障害者就労施設等の物品の開発、充実等に応じて適宜見直しを行うものとする。

（１）　物品
- 消耗品、各種記念品、食料品、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（２）　役務
- 印刷、クリーニング、清掃・除草作業、情報処理、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

５．物品等の調達目標

前年実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

６．調達の推進方法

（１）　障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品等を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設

等への発注に努めるものとする。

（２） 生産能力や納期の関係で単独の障害福祉サービス事業所では需要に応じることができない場合は、共同受注窓口を極力活用するものとする。

７．調達方針及び調達実績の公表

（１）本方針を作成又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。

（２）調達実績については、法第 9 条第 5 項の規定に基づき、会計年度の終了後、調達実績の概要を取りまとめ、できるだけ速やかにホームページ等で公表する。

８．その他

（１） 各部署において、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための取り組みを推進し、可能な限りすべての部署が物品等の調達を行うこととする。

（２） 物品、役務の契約にあたっては美波町財務規則の定めによることとする。

（３） 庁舎内での障害者就労施設の物品販売の受け入れについて配慮するとともに、職員個人としても、積極的な購入を心がける。

９．担当窓口

本方針の担当窓口は、美波町保健福祉課とする。